

## 測量・建設コンサルタント等の共通・選択必要書類(案)

- 公的機関が発行する書類については、申請日以前から3か月以内のものを有効とする。
- 設定状況は、建設工事の入札参加資格申請を行っている地方公共団体1,767団体(都道府県47団体、市区町村1,720団体)に占める割合。
- ：意見照会の結果、共通・選択必要書類として追加するもの
- ：意見照会の結果、共通・選択必要書類としないものの(設定状況が10%未満のもの)

法人のみ 申請者が組合に係るもの	必要書類	共通	選択	事業者 特定情報	適正性審 査・格付け 情報	設定方法	設定状況(意見照会結果)				(参考) 情報連携 による自 動表記の 可能性	備考
							都道府県	市区町村	全団体			
1	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○	○	① i	41	87.2%	1,627	94.5%	94.3%	○		
2	納税証明書その2(国税) ※新設法人等で申告期限が未到来の場合等、申告義務のない場合は、申告義務のないことを証する書類(申告義務のない旨の申出書)を提出	○	○	② i	2	4.3%	311	18.1%	17.7%	○		
3	納税証明書その3の3(国税) ※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出。	○	○	② i	43	91.5%	1,570	91.2%	91.2%	○		
4	納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税) ※未納の税額がないことの証明書(全ての税目(法人))を提出。地方公共団体において当該証明書を発行していない場合には直前1年分の納税証明書を提出。 ※本社が所在する都道府県で発行されたものを提出。 ※申請先地方公共団体との入札・契約等に関する権限を委任する(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所が所在する都道府県で発行されたものを併せて提出。 ※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出。	○	○	② i	42	89.4%	1,192	69.3%	69.8%			
5	納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税) ※未納の税額がないことの証明書(全ての税目(法人))を提出。地方公共団体において当該証明書を発行していない場合には直前1年分の納税証明書を提出。 ※本社が所在する市町村で発行されたものを提出。 ※申請先地方公共団体との入札・契約等に関する権限を委任する(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所が所在する市町村で発行されたものを併せて提出。 ※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出。	○	○	② i	11	23.4%	1,375	79.9%	78.4%			
6	代表者個人の住所地市町村の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税) ※入札・契約を委任する営業所がある場合は、委任先営業所の代表者個人のものも併せて提出。	○	○	② i	2	4.3%	287	16.7%	16.4%			
7	直前年度決算に係る財務諸表 (貸借対照表・損益計算書)	○	○	② i	17	36.2%	605	35.2%	35.2%	○		
8	直前年度決算に係る財務諸表 (貸借対照表・損益計算書)	○	○	② i	34	72.3%	1,155	67.1%	67.3%	○		
9	直前年度決算に係る財務諸表(個別注記表)	○	○	② i	20	42.6%	484	28.1%	28.5%			
10	直前年度決算に係る財務諸表(株主資本等変動計算書)	○	○	② i	18	38.3%	563	32.7%	32.9%			
11	組合員名簿 ※申請者が組合の場合のみ	○	○	② i	9	19.1%	343	20.0%	19.9%			
12	登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※支那人登記や商号登記をしている場合は提出。	○	○	② ii	15	31.9%	825	47.9%	47.5%	○		
13	身分証明書(身元証明書) ※本籍地の市町村長が発行するものを提出。 ※破産者ではないこと及び成年後見制度開始前の禁治產者、準禁治產者に該当しないことを証明するものを提出。	○	○	② i	22	46.8%	1,323	76.9%	76.1%			
14	登記されていないことの証明書	○	○	② i	6	12.8%	490	28.5%	28.1%			
15	納税証明書その2(国税) ※事業の開業前等で納付すべき額がない場合等、申告義務のない場合は、申告義務のないことを証する書類(申告義務のない旨の申出書)を提出	○	○	② i	2	4.3%	311	18.1%	17.7%	○		
16	納税証明書その3の3(国税) ※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出。	○	○	② i	38	80.9%	1,482	86.1%	86.0%	○		
17	納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税) ※未納の税額がないことの証明書(全ての税目(法人))を提出。地方公共団体において当該証明書を発行していない場合には直前1年分の納税証明書を提出。 ※本社が所在する都道府県で発行されたものを提出。 ※申請先地方公共団体との入札・契約等に関する権限を委任する(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所が所在する都道府県で発行されたものを併せて提出。 ※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出。	○	○	② i	41	87.2%	1,096	63.7%	64.3%			
18	納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税) ※未納の税額がないことの証明書(全ての税目(法人))を提出。地方公共団体において当該証明書を発行していない場合には直前1年分の納税証明書を提出。 ※事業所が所在する市町村で発行されたものを提出。 ※申請先地方公共団体との入札・契約等に関する権限を委任する(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所が所在する市町村で発行されたものを併せて提出。 ※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出。	○	○	② i	14	29.8%	1,376	80.0%	78.6%			
19	直前年度決算に係る財務諸表 (貸借対照表・損益計算書) ※申請日直前・直後分の確定申告書及び申告決算書(青色申告の場合は、貸借対照表及び損益計算書、白色申告の場合は収支内訳書)を提出。	○	○	② i	17	36.2%	595	34.6%	34.6%	○		
20	直前年度決算に係る財務諸表 (貸借対照表・損益計算書) ※申請日直前・直後分の確定申告書及び申告決算書(青色申告の場合は、貸借対照表及び損益計算書、白色申告の場合は収支内訳書)を提出。	○	○	② i	34	72.3%	1,129	65.6%	65.8%	○		

必要書類	共通	選択	事業者 特定情報	適正性審 査・格付け 情報	設定方法	設定状況(意見照会結果)			(参考) 情報連携 による自 動表示の 可能性	備考
						都道府県	市区町村	全団体		
21 委任状(行政書士への申請の委任)	○	○		②ii	27	57.4%	766	44.5%	44.9%	
22 委任状(入札・契約等に関する権限の委任)	○	○		①i	34	72.3%	1,456	84.6%	84.3%	
23 登録(許可)証明書等	測量業者登録証明書又は測量業者登録通知書 建築士事務所登録証明書又は建築士事務所登録通知書 建設コンサルタント登録証明書又は建設コンサルタント登録証明書※登録部門が分かるもの 地質調査業者登録証明書又は登録通知書※地質調査業者を登録する場合 補償コンサルタント登録証明書又は補償コンサルタント登録通知書※補償コンサルタントを登録する場合	○	○	②i	44	93.6%	1,472	85.5%	85.7%	
		○	○	②i	45	95.7%	1,476	85.8%	86.0%	
		○	○	②i	37	78.7%	1,355	78.7%	78.7%	
		○	○	②i	37	78.7%	1,351	78.5%	78.5%	
		○	○	②i	37	78.7%	1,380	80.2%	80.1%	
	委任営業所の所在証明書 ※「登記事項証明書」に委任先営業所が記載されていない場合に委任先営業所等の所在が証明できる書類として次のいずれかを提出。 ・市町村が発行する法人所在証明書 ・建設業許可申請時の「営業所一覧表」又は「専任技術者一覧表(証明書)」 ・ISO等登録証 ・営業所名、住所の記載のある公共料金支払い領収書、賃貸契約書	○	○	②i	3	6.4%	201	11.7%	11.6%	
		○	○	②i	3	6.4%	201	11.7%	11.6%	
25 実績調書	○	○	②i	21	44.7%	772	44.9%	44.9%		
26 技術者名簿	○	○	②i	31	66.0%	1,095	63.6%	63.7%		
27 技術者の資格者証 (技術者が複数名の場合は資格ごとに1名分)	○	○	②i	17	36.2%	581	33.8%	33.8%		・物品・役務等の技術者資格者証の取扱いに併せて、赤字部分を追記。
28 技術者等経歴書	※下記の技術者のみで入札参加資格付与の要件を満たすとする場合、提出。 ・建築士法第4条第1項の規定による一級建築士の免許を受けている者で、当該免許を受けたあと都市計画及び地方計画部門に係る業務に閑ら15年以上の実務経験者 ・地質調査登録規程による登録の要件として認められた地質調査に閑ら15年以上の実務経験者 ・補償コンサルタント登録規程による登録の要件として認められた保証業務に閑ら7年以上の実務経験者	○	○	②i	14	29.8%	468	27.2%	27.3%	
		○	○	②i	14	29.8%	468	27.2%	27.3%	
29 技術職員の常勤性を確認できる書類 ※測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタントの場合作成。	※法人で役員の場合ア、従業員の場合ア又オを提出。 ※個人事業で事業主の場合ア、従業者の場合アと乙を提出。従業員の場合、乙又オを提出がア又オの提出のいずれかとする。 ※なお、社会保険・雇用保険ともに適用除外となる者は、乙、オに代わり、所得税源泉徴収票、給与引当額、出勤簿など審査基準日以前6か月超の勤務状況が確認できる書類の写しまたは「厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬額月額相当額決定のお知らせ」通知の写しを提出。	○	○	②i	12	25.5%	195	11.3%	11.7%	
		○	○	②i	12	25.5%	195	11.3%	11.7%	
30 (書類の提出義務)	測量法第55条の8の規定に基づく書類の写し ※「測量」の業種を希望する場合、2期分提出。 第五十五条の八 測量業者は、毎事業年度終了の日から3月以内に、当該事業年度の経営歴書及び当該事業年度に係る第五十五条の三第三号の書類を国土交通大臣に提出しなければならない。	○	○	②i	22	46.8%	535	31.1%	31.5%	
		○	○	②i	22	46.8%	535	31.1%	31.5%	
31 測量法第55条の3第4号の規定に基づく書類(使用人並びに営業所ごとの測量士及第4号の規定に基づく書類(使用人並びに営業所ごとの測量士の業種を希望する場合)	○	○	②i	11	23.4%	309	18.0%	18.1%		
32 現況報告書 ※地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタントに登録を希望する場合、2期分提出。(ただし財務諸表類等は除く。)	※現況報告書の各様式のうち イ(現況報告書(別紙含む))、 ハ(直前1年の事業収入金額)、 ニ(使用人數)、 ホ(登録部門及び技術管理者) ト(財務事項一覧表)を提出。	○	○	②i	31	66.0%	651	37.8%	38.6%	
		○	○	②i	31	66.0%	651	37.8%	38.6%	
33 ISO関係登録証(ISO9001)	○	○	②i	15	31.9%	491	28.6%	28.7%		
34 ISO関係登録証(ISO14001)	○	○	②i	12	25.5%	444	25.8%	25.8%		
35 エコアクション21認証・登録証	○	○	②i	4	8.5%	136	7.9%	7.9%		
36 障害者雇用状況報告書 ※法定雇用義務のある場合	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し及び常勤性を確認できる書類 ※障害者雇用状況の報告義務がない事業者のみ提出。	○	○	②i	5	10.6%	123	7.2%	7.2%	
		○	○	②i	5	10.6%	123	7.2%	7.2%	
37 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し及び常勤性を確認できる書類 ※障害者雇用状況の報告義務がない事業者のみ提出。	○	○	②i	2	4.3%	43	2.5%	2.5%		
38 消防団協力事業所表示制度の登録証		○			1	2.1%	34	2.0%	2.0%	
39 防災協定書又は災害時応援協定書もしくは契約書の写し		○			2	4.3%	29	1.7%	1.8%	
40 社会保険の加入状況を確認できる書類 ※社会保険(健康保険・厚生年金保険)の本店の加入状況が確認できる書類を提出。 (例) ・日本年金機構からの納入告知書・納付書・領収証書 ・健康保険組合からの納入告知書・領収証書 ・納付の猶予(特例)許可通知書 ※健康保険及び厚生年金保険の両方に加入している場合は、それぞれ加入していることが分かるものを提出。	○	○	②i	17	36.2%	537	31.2%	31.3%		・意見照会の結果、設定状況が10%未満であるが、申請項目として「エコアクション21認証取得状況」が設定されていることを踏まえると、申請内容を確認するための書類として設定する必要があるか。 ・意見照会の結果、設定状況が10%未満であるが、申請項目として「障害者雇用の状況」が設定されていることを踏まえると、申請内容を確認するための書類として設定する必要があるか。 ・意見照会の結果、設定状況が10%未満であるが、申請項目として「障害者雇用の状況」が設定されていることを踏まえると、申請内容を確認するための書類として設定する必要があるか。 ・意見照会の結果、設定状況が10%未満であるが、申請項目として「障害者雇用の状況」が設定されていることを踏まえると、申請内容を確認するための書類として設定する必要があるか。

官公署連携報告

必要書類	共通	選択	事業者 特定情報	適正性審 査・格付け 情報	設定方法	設定状況(意見照会結果)				(参考) 情報連携 による自 動表示の 可能性	備考
						都道府県	市区町村	全団体			
41 構成組合員の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)		○	○		②ii	5	10.6%	223	13.0%	12.9%	○
42 構成組合員の納税証明書(その3の3)(国税) ※構成組合員が法人の場合		○		○	②i	6	12.8%	234	13.6%	13.6%	○
43 構成組合員の納税証明書(その3の2)(国税) ※構成組合員が個人の場合		○		○	②i	6	12.8%	230	13.4%	13.4%	○
44 構成組合員の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税)		○		○	②i	7	14.9%	220	12.8%	12.9%	○
45 構成組合員の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)		○		○	②i	4	8.5%	185	10.8%	10.7%	○
46 構成組合員の財務諸表 ※構成組合員が法人の場合は、「法人のみ」の区分に掲げた財務諸表、構成組合員が個人の場合は、「個人のみ」の区分に掲げた財務諸表を提出。		○		○	②i	5	10.6%	205	11.9%	11.9%	○